

学校関係者評価委員会規程

(設置)

第1条 名古屋美容専門学校の自己評価結果の客観性・透明性を高め、本校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図るため、学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 関係者委員会は、学校が策定した重点目標、計画の実施についての自己評価結果、評価結果に基づく今後の取組方針などについて、学校関係者自らが学校見学や教職員・学生やステークホルダーとなる関係業界・卒業生と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行う。

(業務)

第3条 関係者委員会は、前条の定める役割を達成するため、校長の諮問に基づき次の業務を行う。

- (1) 各種の資料の検証
- (2) 学校の諸活動の観察等
- (3) 自己評価結果の評価
- (4) 今後の改善方策の評価
- (5) 学校の重点項目や自己評価項目の評価
- (6) 学校運営の改善に向けた実際の取組の評価
- (7) 学校関係者評価報告書の作成

(評価事項等)

第4条 関係者委員会の行う評価事項は、校長の諮問事項及び諮問に対する答申上、関係者委員会が必要と認めた事項とする。

(構成)

第5条 関係者委員会に次の委員を置く。

- (1) 関連業界等関係者 1名以上
- (2) 卒業生 1名以上
- (3) 教育に関し知見を有する者 1名以上
- (4) 在校生の保護者 1名以上
- (5) その他校長が必要と認めた者 1名以上

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 関係者委員会に委員長を置く。

2 委員長は、評価委員の互選により選出し、校長が任命する。

3 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第7条 委員長は、関係者委員会を統括し、かつ、代表するとともに、関係者委員会の議長を兼ねる。

2 委員長は、諮問において定められた期間内に、当該年度の諮問事項に関する評価をまとめ、校長に報告しなければならない。

(運営)

第8条 委員会は校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

2 委員会が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することはできない。

4 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に2回以上開催しなければならない。

(報酬)

第9条 関係者委員会の委員長及び委員に対する報酬は、次のとおりとする。

委員会への出席1回につき、5,000円

(事務)

第10条 関係者委員会の事務は、教務が分掌する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、関係者委員会の議を経て、校長が行う。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。